

成田市建設工事適正化指導要綱 新旧対照表

改正後	改正前
成田市建設工事適正化指導要綱 (定 義) 第2条 略 (1) ～ (4) 略 (5) 営業所技術者 法第7条第2号に規定する営業所技術者をいう。 (6) 特定営業所技術者 法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。 (7) ～ (9) 略 (10) 連絡員 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第17条の2第1項第3号及び第17条の5台1項第3号に規定する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。)をいう。 (11) ～ (14) 略 (下請契約の締結の制限) 第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。 (1) 下請代金の額が1件で <u>5,000 万円</u>以上(建築一式工事にあつては <u>8,000 万円</u>以上)となる下請契約 (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結するこ	成田市建設工事適正化指導要綱 (定 義) 第2条 略 (1) ～ (4) 略 (新設) (新設) (7) 略 (8) <u>監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</u> (9) 略 (新設) (11) ～ (12) 略 (下請契約の締結の制限) 第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。 (1) 下請代金の額が1件で <u>4,500 万円</u>以上(建築一式工事にあつては <u>7,000 万円</u>以上)となる下請契約 (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結するこ

改正後	改正前
とにより、下請代金の総額が <u>4,500 万円</u> 以上（建築一式工事にあつては <u>7,000 万円</u> 以上）となる下請契約 2～3 略 （技術者の適正な配置） 第6条 略 2 市から直接<u>建設</u>工事を請け負った特定建設業者は、当該<u>建設</u>工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の総額が <u>5,000 万円</u> 以上（建築一式工事にあつては <u>8,000 万円</u> 以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。 3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める建設工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。<u>この場合、主任技術者又は監理技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとし、ここでの専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務のみ従事するものとする。</u> <u>ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</u> （1） 当該建設工事が次のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合 ア 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあつては2億円未満）となるものであること。 イ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、か	とにより、下請代金の総額が <u>4,000 万円</u> 以上（建築一式工事にあつては <u>6,000 万円</u> 以上）となる下請契約 2～3 略 （技術者の適正な配置） 第6条 略 2 市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の総額が <u>4,500 万円</u> 以上（建築一式工事にあつては <u>7,000 万円</u> 以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。 3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める建設工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。<u>ただし、監理技術者にあつては、市から当該建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。</u> <u>この場合、当該技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでの専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。</u> （新設）

改正後	改正前
つ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）が概ね2時間以内であること。 ウ 当該建設工事の全部又は一部にて締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまで限られること。 エ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場においていること。 オ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。 カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第14号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備えおくこと。 また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同行のファイル又は電磁記録的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。 キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することは必要な環境が確保されていること。 （2） 当該建設工事の工事現場に、監理技術者補佐を専任で置く場合における監理技術者 4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第30条に定める数を超えるときは、適用しない。 5 当該建設工事が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、特定営業所技術者	（新設） 4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第29条に定める数を超えるときは、適用しない。 （新設）

改正後	改正前
は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。 この場合、当該営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとする。 なお、第3項及び次の各号の併用をすることはできない。 （1） 政令第27条に該当する建設工事で次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合。 ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 イ 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事あつては2億円未満）となるものであること。 ウ 同一の営業所技術者等を置こうとする建設工事の工事現場と当該営業所との距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場において災害、事故、その他の事象が発生した場合における営業所から当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。 エ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請け契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請け契約にまでに限られること。 オ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。 カ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。	

改正後	改正前
キ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式 14 号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備えおくこと。 また、当該計画書は規則第 28 号第 1 項に規定する帳簿（規則第 26 条第 6 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ営業所で保存していること。 なお、規則第 17 条の 2 第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する計画書への記載に代えることができる。 ク 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。 （2） 政令第 27 条に該当しない建設工事で次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合 ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。 イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。 ウ 当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。 （3） 政令第 27 条に該当しない建設工事で第 1 号の要件をすべて満たす場合（前号の場合以外） 6 前項第 1 号の規定は、当該工事現場の数が、政令第 34 条に定める数を超えると	（新設）

改正後	改正前
きは、適用しない。 7 第3項に定める専任の監理技術者（同項各号及び第5項第1号に規定する監理技術者を含む。以下同じ）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。 8 略 （元請業者の義務） 第7条 略 （1）～（3） 略 （4）元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のための必要な情報と併せて通知すること。 ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象 イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象 （5）元請け業者は、その請け負う建設工事について、次に掲げる事象であって、請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって天災その他不可抗力により生じるもの。	5 第3項に定める専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。 6 略 （元請業者の義務） 第7条 略 （1）～（3） 略 （4）元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨及び当該事象の状況把握のための必要な情報を提供すること。 ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象 イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象 （新設）

改正後	改正前
イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって天災その他不可抗力により生じるもの。 (6) 元請け業者は、下請け業者から法第19条第1項第7号又は第8号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更について協議の申し出を受けたときは、当該申し出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。 (7)～(12) 略 (建設工事の適正な施工の確保のための必要な措置) 第7条の2 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。 (施工体制の把握) 第9条 建設業者は、市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」並びに「施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。 なお、規則第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類	(新設) (7)～(12) 略 (新設) (施工体制の把握) 第9条 建設業者は、市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」並びに「施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。 なお、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に

改正後	改正前
する方法により）電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。 2 ～ 5 略 6 第1項の建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 なお、施工体系図の掲示については、国土交通省通知（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和4年1月27日付け国不建第446号））の要件を満たした上で、デジタルサイネージ等 ICT 機器を活用して行うことができる。 7 ～ 8 略 （下請業者選定等の届出） 第12条 市発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、工事担当課長が施工体制台帳及び施工体系図の記載事項を確認することができる措置を講じている場合を除き、下請業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書（様式第6号又はこれに準ずるもの）により施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しなければならない。 2 市発注工事を直接請け負った建設業者は、当該工事の主任技術者又は監理技術者	掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。 2 ～ 5 略 6 第1項の建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 7 ～ 8 略 （下請業者選定等の届出） 第12条 市発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、下請業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書（様式第6号又はこれに準ずるもの）により施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しなければならない。 2 市発注工事を直接請け負った建設業者は、当該工事の主任技術者又は監理技術者

改正後	改正前
を選任し、請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（様式第7号又はこれに準ずるもの）を市長に提出しなければならない。現場代理人、監理技術者補佐又は専門技術者を選任したときも同様とする。 3 ～ 4 略 別表（第11条関係） <雇用・労働条件の改善> (1) ～ (5) 略 <安全・衛生の確保> (6) ～ (7) 略 <社会保険の加入> (8) ～ (9) 略 <福祉の充実> (10) ～ (12) 略 <福利厚生施設の整備> (13) ～ (14) 略 <技術及び技能の向上> (15) 略 (16) 建設労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払いその他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めること。 <適正な雇用管理>	を選任し、又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を選任し、請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（様式第7号又はこれに準ずるもの）を市長に提出しなければならない。現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。 3 ～ 4 略 別表（第11条関係） <雇用・労働条件の改善> (1) ～ (5) 略 <安全・衛生の確保> (6) ～ (7) <社会保険の加入> (8) ～ (9) <福祉の充実> (10) ～ (12) <福利厚生施設の整備> (13) ～ (14) <技術及び技能の向上> (15) 略 (新設) <適正な雇用管理>

改正後	改正前
(17) ～ (19) 略 <その他> (20) 略	(16) ～ (18) 略 <その他> (19) 略